電気需給約款別表

別表1. 適用地域　新たに挿入

本約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第1 項内8 号イに定める離島は除きます。

（1）　北海道電力ネットワーク株式会社送配電地域北海道

（2）東北電力ネットワーク株式会社送配電地域
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

（3）東京電力パワーグリッド株式会社送配電地域
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部（富士川以東）

（4）中部電力パワーグリッド株式会社送配電地域
愛知県、岐阜県（不破郡関ケ原町の一部を除く）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町を除く）、静岡県の一部（富士川以西）、長野県

（5）　北陸電力送配電株式会社送配電地域
富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部

（6）　関西電力送配電株式会社送配電地域
京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除く）、奈良県、和歌山県、福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）、岐阜県（不破郡関ケ原町の一部）

（7）中国電力ネットワーク株式会社送配電地域
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

（8）　四国電力送配電株式会社送配電地域
徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）

（9）　九州電力送配電株式会社送配電地域
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別表2　プラン別料金表　（税込）

（1）電灯プラン　①基本料金制

以下のプランのお客様

FS 北海道電灯プラン 3B,3C/FS 東北電灯プラン 3B,3C/FS 東京電灯プラン 3B,3C/FS 中部電灯プラン 3B,3C/FS 北陸電灯プラン 3B,3C/FS 関西電灯プラン 3B,3C/FS 中国電灯プラン 3B,3C/FS 四国電灯プラン 3B,3C/FS 九州電灯プラン 1B,1C,2B,2C,3B,3C

電力送配電地域	料金			
	種類		区分	単価(円)
北海道	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	562.79
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	35.69
		第二段階	120kWh を超え 280kWh までの 1kWh につき	41.98
		第三段階	280kWh を超える 1kWh につき	45.70
東北	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	389.67
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	30.96
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	37.71
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	41.66
東京	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	392.06
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	29.85
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	36.45
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	40.54
中部	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	447.92
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	21.25
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	25.73
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	28.68
北陸	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	278.30
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	29.89
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	33.78
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	35.49

関西	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	465.51
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	18.44
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	21.65
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	24.15
中国	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	451.36
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	30.6
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	36.69
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	38.56
四国	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	443.58
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	27.97
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	33.5
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	36.42
九州 3	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	408.54
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	18.3
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	23.9
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	26.9

九州 2	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	411.99
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	23.93
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	23.93
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	23.93
九州 1	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	411.99
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	18.33
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	23.93
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	26.93

※全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。
※15A の時の基本料金は、10A の時の 1.5 倍といたします。
※上記に関わらず、異なる条件が別途個別の申込書等に記載されている場合には、個別の申込書等が優先するものといたします。

② 最低料金制

以下のプランのお客様

FS関西電灯プラン3A/FS中国電灯プラン3A/FS四国電灯プラン3A

電力送配電地域	料金			
	種類		区分	単価(円)
関西	最低料金		1 契約につき最初の 15kWh まで	722.69
	電力量料金	第一段階	15kWh を超え 120 kWh までの 1kWh につき	20.89
		第二段階	120kWh を超え 300 kWh までの 1kWh につき	26.29
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	29.27
中国	最低料金		1 契約につき最初の 15 kWh まで	983.37
	電力量料金	第一段階	15kWh を超え 120 kWh までの 1kWh につき	33.32
		第二段階	120kWh を超え 300 kWh までの 1kWh につき	40.00
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	42.12
四国	最低料金		1 契約につき最初の 11 kWh まで	928.31
	電力量料金	第一段階	11kWh を超え 120 kWh までの 1kWh につき	31.42
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	38.04
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	41.55

※最低料金制は、使用する最大容量が原則 6kVA 未満である場合に適用いたします。
※上記に関わらず、異なる条件が別途個別の申込書等に記載されている場合には、個別の申込書等が優先するものといたします。

(2) 動力プラン

以下のプランのお客様

FS北海道低圧電力プラン1,3/FS東北低圧電力プラン1,3/FS東京低圧電力プラン1,3/FS中部低圧動力プラン1,3/FS北陸低圧電力プラン1,3/FS関西低圧電力プラン1,3/FS中国低圧電力プラン1,3/FS四国低圧電力プラン1,3/FS九州低圧電力プラン1,2,3

電力送配電地域	料金		
	種類	区分	単価(税込)
北海道	基本料金	契約容量 1kW につき	1,681.02
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	29.03
		その他季の 1kWh につき	29.03
東北	基本料金	契約容量 1kW につき	1,400.90
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	28.44
		その他季の 1kWh につき	26.99
東京	基本料金	契約容量 1kW につき	1,190.83
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	27.19
		その他季の 1kWh につき	25.62
中部	基本料金	契約容量 1kW につき	1,360.32
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	16.90
		その他季の 1kWh につき	15.35
北陸	基本料金	契約容量 1kW につき	1,133.22
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	24.49
		その他季の 1kWh につき	23.43
関西	基本料金	契約容量 1kW につき	1,211.46
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	14.83
		その他季の 1kWh につき	13.34
中国	基本料金	契約容量 1kW につき	1,228.00
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	27.20
		その他季の 1kWh につき	25.91
四国	基本料金	契約容量 1kW につき	1,282.52
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	26.51
		その他季の 1kWh につき	25.07
九州	基本料金	契約容量 1kW につき	1,131.21
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	17.35
		その他季の 1kWh につき	15.66

※ご使用量が0kWhの場合の基本料金は半額となります。この場合の力率は85%とみなし、力率割引または割増はありません。

※全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。※特1,2,3のプランは上記の使用量1kwhにつき1円加算されます。※上記に関わらず、異なる条件が別途個別の申込書等に記載されている場合には、個別の申込書等が優先するものといたします。
※「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間をいいます。「その他季」とは、「夏季」以外の期間をいいます。
※力率が85%を上回る場合は基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は基本料金を5%割増します。（北海道エリア及び東京エリアの力率割引または割増はありません。

事務手数料の項目の削除

別表3　燃料費調整額の適用
各契約種別における料金につき、燃料費調整額と市場調整額の加減からなる燃料費調整額の加減を適用するものとし、それぞれ次の「別表4　燃料費調整額」の定めに従うものとします。

電気料金の内訳について

電気料金内訳
基本料金（最低料金）
電力量料金
燃料費調整額
容量市場拠出金
再生可能エネルギー発電促進賦課金

別表4　燃料費調整額
以下のプランのお客様

FS北海道電灯プラン3A,3B,3C/FS東北電灯プラン3A,3B,3C/FS東京電灯プラン3A,3B,3C/FS中部電灯プラン3A,3B,3C/FS北陸電灯プラン3A,3B,3C/FS関西電灯プラン3A,3B,3C/FS中国電灯プラン3A,3B,3C/FS四国電灯プラン3A,3B,3C/FS九州電灯プラン3A,3B,3C/ FS北海道低圧電力プラン3/FS東北低圧電力プラン3/FS東京低圧電力プラン3/FS中部低圧動力プラン3/FS北陸低圧電力プラン3/FS関西低圧電力プラン3/FS中国低圧電力プラン3/FS四国低圧電力プラン/FS九州低圧電力プラン3

燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。

燃料費調整額＝（JEPX エリアプライス月平均―基準市場価格）×係数　・・・①

①×kWh

以下のプランのお客様
FS 北海道電灯プラン,1B,1C,,2B,2C/FS 東北電灯プラン 1B,1C,2B,2C /FS 東京電灯プラン 1B,1C,2B,2C /FS 中部電灯プラン 1B,1C,2B,2C /FS 北陸電灯プラン 1B,1C,2B,2C /FS 関西電灯プラン 1A,1B,1C,2A,2B,2C /FS 中国電灯プラン 1A,1B,1C,2A,2B,2C /FS 四国電灯プラン 1A,1B,1C,2A,2B,2C /FS 九州電灯プラン 1B,1C,2B,2C / FS 北海道低圧電力プラン 1,2 /FS 東北低圧電力プラン 1,2 /FS 東京低圧電力プラン 1,2 /FS 中部低圧動力プラン 1,2 /FS 北陸低圧電力プラン 1,2 /FS 関西低圧電力プラン 1,2 /FS 中国低圧電力プラン 1,2 /FS 四国低圧電力プラン 1,2 /FS 九州低圧電力プラン 1,2

燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。
燃料費調整額＝（1）で算出された燃料費調整単価

（1）燃料費調整単価

【北海道電力ネットワークエリア】北海道電力株式会社が公表する低圧電気標準約款（2026 年 2 月 1 日実施）。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（ｲ）平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1874$
$\beta = 0.0899$
$\gamma = 0.0036$

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ﾛ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 80,800）× ロの基準単価 ÷ 1,000

（ﾊ）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間

毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾆ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 17銭3厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(ｲ)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝
（離島基準燃料価格 － 離島平均燃料価格）× ニの離島基準単価 ÷ 1,000

（ハ）離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ﾆ）離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その１月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

１キロワット時につき １厘

【東北電力ネットワークエリア】東北電力株式会社が公表する低圧電気標準約款（2023 年 6 月 1 日実施）。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（ｲ）平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0259

β＝0.2563

γ＝0.8915

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ﾛ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 83,500）× ロの基準単価 ÷ 1,000

（ﾊ）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ﾆ）燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 19 銭 7 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(ｲ)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

（1）離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

（離島平均燃料価格 － 79,300）× ニの離島基準単価 ÷ 1,000

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間

毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 1 厘

【東京電力パワーグリッドエリア】東京電力エナジーパートナー株式会社が公表する電気需給約款[低圧](令和 5 年 6 月 1 日実施)。同約款が後日改正された場合に

は改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（ｲ）平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ﾛ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 86,100）× ロの基準単価 ÷ 1,000

（ﾊ）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間

毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾆ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 18 銭 3 厘

【中部電力パワーグリッドエリア】中部電力ミライズ株式会社が公表する低圧個別要綱(2023 年 4 月 1 日実施)。同要綱が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0275

β＝0.4792

γ＝0.4275

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ﾛ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 －45,900）× ロの基準単価 ÷ 1,000

（ﾊ）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間

毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾆ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23 銭 3 厘

【北陸電力送配電エリア】北陸電力株式会社が公表する低圧特別約款(基本契約要綱)(2023 年 4 月 1 日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0415

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（ﾛ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 79,800）× ロの基準単価 ÷ 1,000

（ﾊ）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ﾆ）燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

【関西電力送配電エリア】関西電力株式会社が公表する電気供給条件（低圧）（2023 年 4 月 1 日実施）。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（ｲ）平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0140

β＝0.3483

γ＝0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ﾛ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 27,100） × ロの基準単価 ÷ 1,000

（ハ）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ﾆ）燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

【中国電力ネットワークエリア】

中国電力株式会社が公表する電気サービス約款（2023 年 6 月 1 日実施）。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（ｲ）平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0406

β＝0.0992

γ＝1.1994

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ﾛ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 80,300） × ロの基準単価 ÷ 1,000

(ﾊ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾆ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 21 銭 2 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(ｲ)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間に おける1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間に おける1トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円とします。ただし、平均燃料価格の上限は 119,000 円といたします。

燃料費調整単価＝(79,300-平均燃料単価)×ニの基準単価÷1,000

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間

毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表に より最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。
最低料金：1契約につき最初の 15 キロワット時まで 1 銭 7 厘
電力量料金：上記をこえる1キロワット時につき 1 厘
ロ　イ以外の場合
離島基準単価は、次のとおりといたします。
1キロワット時につき 1 厘

【四国電力送配電エリア】
四国電力株式会社が公表する電気需給条件［低圧］（2023 年 6 月 1 日実施）。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

（ｲ）平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ
A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
α＝ 0.0875
β＝ 0.0770
γ＝ 1.1770

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（ﾛ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 80,000）× ロの基準単価 ÷ 1,000

（ﾊ）燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（ﾆ）燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 15 銭 4 厘

【九州電力送配電エリア】九州電力株式会社が公表する電気供給条件[低圧](令和5年4月1日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0053

β＝0.1861

γ＝1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝(平均燃料価格 － 27,400) × ロの基準単価 ÷ 1,000

(ﾊ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間

毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾆ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 13 銭 6 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(ｲ)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

（離島平均燃料価格 － 52,500）× ニの離島基準単価 ÷ 1,000

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間

毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 3 厘

別表5 過去燃料費調整額

エリア	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
北海道3	-7.40	-9.80	-11.52	-10.49	-6.05	-5.76	-7.20	-6.31	-8.35	-7.48	-5.43	-8.40
東北3	-7.59	-8.92	-9.59	-8.09	-5.76	-6.15	-7.76	-6.86	-8.40	-8.62	-7.15	-8.17
東京3	-6.44	-6.89	-7.19	-5.11	-4.03	-4.81	-5.16	-4.99	-6.43	-7.22	-6.16	-7.22
中部3	2.70	-0.20	-1.78	1.22	4.51	3.07	2.31	1.98	1.44	0.66	1.97	0.89
北陸3	-4.95	-8.00	-10.03	-6.68	-3.48	-5.81	-5.99	-5.98	-6.55	-7.23	-6.55	-6.91
関西3	3.72	0.52	-1.35	2.00	5.19	2.86	2.68	2.70	0.70	1.40	1.77	1.32
関西最低料金	5.71	3.94	2.87	5.19	7.43	6.51	6.08	6.14	4.81	4.85	5.67	4.69
中国3	-4.81	-7.88	-9.69	-7.83	-5.10	-6.61	-6.45	-5.80	-7.65	-6.97	-6.57	-7.02
中国最低料金	-3.79	-5.56	-6.63	-4.31	-2.08	-2.99	-3.42	-3.42	-4.69	-4.66	-3.84	-4.81
四国3	-5.19	-6.23	-7.65	-5.70	-5.23	-6.30	-5.20	-5.61	-6.26	-4.86	-6.05	-4.65
四国最低料金	-0.58	-2.35	-3.42	-1.10	1.13	0.21	-0.21	-0.15	-1.49	-1.45	-0.63	-1.60
九州3	1.44	8.52	-1.99	0.44	2.85	1.65	1.85	2.09	0.22	1.15	1.59	0.73
九州2	0.89	2.1	1.91	1.54	-0.74	-1.34	-1.06	0.97	0.98	1.03	-3.47	-3.39
九州1	0.55	1.85	1.85	1.54	-0.74	-1.34	-1.06	0.97	0.98	1.03	-3.47	-3.39

別表6 容量市場拠出金

当社では、電力の安定供給の確保のために当社が負担する容量拠出金の相当額として「容量市場拠出金」を、お客さまにご請求させていただいております。 このたび、当社が負担する容量市場拠出金の 2026 年 4月の検針日以降の期間にご使用いただく電気料金に適用される両費用の月額（税込）を以下のとおり改定いたします。

	2026 年4月1日～
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま（kW 単価）	154 円/kW
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま（月額）	616 円/件

別表7 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）再生可能エネルギー発電促進単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

（3） 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

別表8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1)過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ 前 3 月間の月間使用電力量による場合

前 3 月間の月間使用電力量／前 3 月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

(2)使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3)取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数

(4)参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5)公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量／{100 パーセント＋（±誤差率）}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

別表9 日割り計算の基本算定

(1)日割り計算の基本算定は、次のとおりとします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

1月の該当料金×日割計算対象日数／検針期間の日数

ロ 電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

九州低圧電灯プランA /低圧電灯プランB/低圧電灯プランC/九州低圧動力プランA/九州低圧動力プランB/九州低圧動力プランC

第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝80キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第3段階料金適用電力量＝100キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第3段階料金適用電力量とは、200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

別表10 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

（1）低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

ハ　契約電力

(1)各月の契約電力は、次の場合を除き、現在の契約電力を引き継ぐものといたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金条件により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この料金条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金条件によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その1月の最

大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（2）（1)により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合の契約電力は、0.5 キロワットといたします。

ニ　使用電力量の計量

（1）使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、本約款 16（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における 30 分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各時間帯ごとの使用電力量を合計した値といたします。

（2）計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（1）に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

ホ　CO2 フリープラン/カーボンゼロ/CO2 ゼロ

イ 適用範囲

（1）この CO2 フリープラン契約は、当社と低圧の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結しているお客様が、当社が提供する電気を実質再生可能エネルギーから生じるCO2排出量ゼロの価値（以下「CO2フリー価値」といいます。）を用いてCO2排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じて当該お客さまにCO2排出量を調整したメニュー（以下「CO2フリーメニュー」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2)当社は、CO2排出量の調整にあたり、当社が、調達した非化石証書を活用するものといたします。なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。
(3)この個別プランは、基本契約プラン(低圧)(以下「基本プラン」といいます。および他の個別プランと一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして適用いたします。なお、基本プランおよび他の個別プランが変更された場合は、変更後の基本プランおよび他の個別プランによります。

(4)この個別プランに定める事項について、基本プランまたは他の個別プランに異なる定めがある場合は、当該事項については、基本プランまたは他の個別プランによらず、この個別プランの規定を適用するものといたします。

ヘ プランの成立および適用期間
(1)CO2フリープランの適用期間は、当該メニューの成立日直後の検針日(成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。)から需給契約の消滅日までといたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いCO2フリープランの適用期間も延長するものといたします。

(2) お客さまは、CO2フリープランの適用を廃止することを希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は、当該申し出に応じて、CO2フリーメニューの適用を終了いたします。ただし、原則として廃止日は検針日とし、当社とお客さまの協議のうえ決定いたします。

(3)尚、当社は電気の需給状況、電源調達環境等に応じて、CO2 フリーオプション料金単価を変更する場合があります。この場合には、変更の 3ヶ月前までに、当社は需要者に対し、変更後の料金単価および適用開始時期を当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

ト 電源構成等
(1)当社は、この料金条件による電気の供給に先立ち、この料金条件により供給する電気が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで、実質的に再生可能エネルギー100%の電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(2)当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(3)当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として当社所定のインターネットサイトに掲載するなどの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

なお、落札できず需要家に提供出来なかったときであっても、需要家に対し、供給済みの電力に係る料金の返還や損害賠償その他一切の責務を負わないものといたします。

附則 2026 年 4 月 1 日別表改定
2026 年 9 月 30 日別表改定